

会 議 録

会 議 名	第2回 西予市地域づくり活動センター 西予市公民館制度分科会	
日 時	令和2年7月31日(金) 15:47～17:40	
場 所	西予市役所 5階 大会議室	
出席者	会 員	16名／16名
	事務局	10名
議 事 内 容 (要 旨)		
生涯学習課長	15:47 開会	
分科会長	あいさつ	
事務局	<p>協議に入る前に、以前の市民検討委員会での委員からの質問について回答する。質問内容は3点。</p> <p>1点目は公共の行政財産を廃止する際に誰がいつの時点で廃止をするのか。</p> <p>2点目は理事者側が考えているスケジュールはどうか。廃止については教育委員会で協議をし、決定をする。その後市長が廃止条例を市議会に上程し、議決を得る流れになる。スケジュールとしては公民館廃止条例を上程すると決まったら、周知期間や準備期間が必要であるため、3月に施行するのであれば少なくとも半年前の9月議会に上程するようになるかと思う。</p> <p>3点目が、管理と処分の関係の質問。行政財産である分館を普通財産である集会所として移管した場合に、条例や要綱など適用できるものがあるのか。またこれに準拠する規範は客観的なものなのか。これについては、集会所はそもそも地域住民が利用することを目的とし、地域の要望に基づいて行政が整備した施設である。完全に自力で地域が建てたものは行政の財産とは言えない。管理状況、利用状況から見て、要望に基づき市で補助金等を活用して整備した集会所については普通財産ということになる。分館から集会所に移行する場合は、関係条例を廃止する。集会所は普通財産なので地域住民と集会所に関する使用貸借、その他必要な事項に関する取り決め、契約なり協定なりを交わしていくということが必要になってくる。その手続きは西予市の</p>	

	<p>財産規則に基づいて処理をする。いずれにせよ財産処分という重要な業務である。これを三瓶地域の皆さんのご意見、今後分科会で話し合った意見を踏まえて法に則り間違いのないように進めていく。回答は以上である。</p>
分科会長	<p>今の回答について、あらためて図式化したものを後ほど配布してほしい。</p>
会員（三瓶）	<p>これ以上は追求しない。三瓶の分館は半額以上の金額を区民が出し、分館を建てるという目的で建てた。普通財産になっても他の集会所とは意味合いが違う。そこを理解していただきたく質問した。</p>
事務局	<p>先程の回答は表面的な答えでしかない。当然、委員のご質問の中にはそういう思いがあることを前々からうかがっている。負担金についても今後分科会を進めるうえで大きな課題になってくる。</p>
分科会長	<p>ただ、資料だけはまた用意していただき、分科会員で共有したい。</p>
会員（三瓶）	<p>資料の訂正をお願いしたい。市民検討委員会の資料に公民館や分館の避難所指定についての記載がある。三瓶東公民館が避難所に指定されているが、三瓶東公民館独自の施設はない。避難所としては三瓶文化会館なので訂正していただきたい。</p>
	<p>【協議事項】</p> <p>(1) 集会所整備の経緯等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡江、宮野浦集会所について ・ 市内集会所の状況について
事務局	<p>先にお断りする事項がある。これまで渡江、宮野浦地区の分館を集会所として地域に譲渡し、維持管理を地域に行っていたと説明してきたが、その当時、建物を登記するという認識がなく、維持管理についての同意をされたのみであった。しかし、地域も市も集会所として地域が利用していくという認識は一致していた。分館を集会所として受け入れていただいた地域に対して十分な支援ができておら</p>

	<p>ず申し訳なかった。これからは、建物の所有権をはっきりさせていかなければならないが、他町の集会所についても確認をしたところ様々な形態があることがわかり、この度、各地区区長に集会所についてのアンケートを依頼した。集計ができれば今後の方針について取り組むこととしているので、この件についてはもうしばらく時間をいただきたい。明浜の件を含め、皆さんに誤った情報をお伝えしてしまいお詫び申し上げます。</p>
事務局	<p>市内の集会所の状況について資料に基づき説明する。</p>
会員（三瓶）	<p>渡江、宮野浦集会所については、どのような事務を怠ってこのようになったのかうかがいたい。</p>
事務局	<p>教育財産を普通財産にするということで、条例をまず廃止した。そして、本来は教育財産でなくなった旨の届け出を市長部局にしなければならなかったがそれを怠っていた。そのため、その後の市長部局での手続きが行われなかったということになる。</p>
会員（三瓶）	<p>分館が普通財産になれば、無償貸与等、あらためて市長と地域で契約を結ぶのか。</p>
事務局	<p>地域と取り決めを交わさなければならない。</p>
会員（三瓶）	<p>それらの件も含めて冒頭の質問をしていた。市の財産なので大事に扱ってもらいたい。</p>
会員（三瓶）	<p>普通財産の公の施設は条例が要るのか、要らないのか。東宇和の集会所は地域のもので市のものではない。ゆえに法的根拠がないので条例は必要ない。しかし、集会所の修理等の要綱はまちづくり推進課が担当している。普通財産の集会所で貸し借りするなら条例は必要なのか。</p>
分科会長	<p>回答については、後程文書で願います。</p>

事務局	<p>(2) 第1回分科会の質問事項について</p> <p>①各分館の耐用年数と国庫補助金について</p> <p>前回質問のあった、国庫補助金を使って建てた分館の耐用年数と縛り、制約について作成した資料にそって回答する。この「耐用年数」とは「法定耐用年数」のことであり、補助事業により取得した場合は、この法定耐用年数により制約を受ける。近年、その基準や財産を処分する場合の手続きが大幅に緩和されており、建築から10年以上経過した財産で、国が示す一定の要件を満たすものについては、補助金を所管する省庁へ指定された報告書を提出することで「補助金返還を伴わない処分」が可能となった。この特例措置を「包括承認事項」という。</p>
事務局	<p>②土居公民館及び三瓶北公民館の計画について</p> <p>土居公民館は土居地区で地域づくり活動センター検討委員会を立ち上げて、どのような場所にどのような機能を持ったセンターを整備すればよいかを現在検討していただいている。その結果を、地域から市へ要望していただく予定となっている。建設スケジュールについては、そういった要望を受けて検討したいと思っている。</p> <p>三瓶北公民館の整備については、現在、具体的な検討が進んでいない。北公民館の周辺では、二木生小学校の改築や道路拡張工事があるとは聞いている。種々のハード整備の状況を見極めながら来年度には具体的なスケジュール等を地域の方と一緒に相談していきたいと考えている。</p>
事務局	<p>③公民館維持管理費について</p> <p>令和2年度の当初予算による公民館維持管理費について、各公民館及び分館別に整理をした資料をもとに説明する。</p>
事務局	<p>④集会所の利用状況について</p> <p>旧町ごとに2箇所ずつ抽出し、年間の利用回数と人数及び主な利用内容について整理した資料をもとに説明する。</p>
会員（三瓶）	<p>10カ所の公民館が日直・夜直を続けているが何人の方が勤務されているのか。また、センター化する前に見直すのか、センター化後見直</p>

事務局	<p>すのか。</p> <p>集会所の利用状況について、三瓶は和泉、嶋山地区以外は西予市の指定避難所になっている。集会所は市の財産ではないが避難所に指定となっているのかどうか。</p> <p>日直・夜直の人数については後程回答する。見直しの時期についてはセンター化前に地域の皆さんと協議をして見直しをしようと考えている。また、集会所は指定避難所にはなっていない。風雨が強く、避難所までに危険箇所がある場合には、一時避難所として集会所を開けていただいている。</p> <p>市全体として避難所の指定の在り方については見直しすべきかどうか検討する予定である。</p>
分科会長	<p>平成 28 年度に私の地区で池が決壊し、避難場所が公民館となった。しかし、避難者から家の近くで安全な場所にある集会所に移りたいとの要望があり、市長の決裁を経て集会所を避難所として利用した。そのような例はある。</p>
委員（城川）	<p>私の地区の公民館では日直・夜直が 4 人いる。人件費がかかってはいるが、制度的には非常に助かっている。日直・夜直については世論的に仕方ないだろうなという話しはしており、雇用の場がなくなることも懸念されるが、西予市は一つということを考えれば仕方ないかなと言う人もいる。</p>
会員（城川）	<p>土居公民館も日直・夜直者は 4 名である。</p>
会員（三瓶）	<p>活動センターになったら交付金等を活用するなどして、日直・夜直も続けていくことができるのではないかと思う。応援する。</p>
分科会長	<p>地域性、住民の生活実態を考慮して検討しなければいけない。一律に考えてはいけないということだと思う。</p>
会員（三瓶）	<p>分館はやはり豪雨災害や津波災害等のことを考えると必要だと思う。（写真を提示しながら説明）分館は 2 階部分を広くとっているた</p>

	<p>め、避難所として対応できる。公民館だけでは収容できない。地域の特殊性を考えた時に一律分館を廃止して集会所にするといったことはいかがかと思う。いつ災害が起こるか分からない時に、行政としては分館を廃止した後、どのような対応を考えられているか。そういったことを踏まえて検討していただきたい。</p>
事務局	<p>委員からも何箇所かの地区をまとめて1箇所建て、その屋上なりを避難所にしたら良いというアイデアをいただいた。</p>
副分科会長	<p>私たち三瓶や明浜の住民にとって、津波は避けて通れない。そのことを考えると自主防災のレベルではとてもじゃないができない。ハード面ででのしっかりした対応が必ず必要になる。</p>
分科会長	<p>海、里、山の地域性をしっかり念頭において検討しなければいけない。</p>
会員（三瓶）	<p>予防対策は非常に重要である。土砂崩れが起こると土砂は除けていくが予防対策こそ大事である。</p> <p>地区説明会の際に活動センターを旧三瓶支所跡地に建てて、避難塔を作れと言った。また、もっと国の補助金等を活用してほしい。行政も知恵を出してほしい。</p>
会員（三瓶）	<p>私の自治区は今年の3月に総意として、建て替えるまでは現状維持で、解体は市でお願いしたい、ということをして市に要望した。その後は集会所でも何でも早く立て替えて欲しいということで集会所の申請もしている。</p>
会員（三瓶）	<p>公民館も一覧表を見てのとおり理想的に活動を行っている。これが活動センターになったら係長一人でできるかどうか。教育課がなくなるので、サポートもなくなる。人づくりを怠ってはいけない。社会教育委員はどういうかたちで活躍すべきなのか。公民館運営審議委員はどうなるのか。センター化後の社会教育の在り方等、絶対衰退しないようにちゃんとやっていただきたい。</p>

分科会長	他の地域からの意見はないか。
会員（明浜）	<p>三瓶の方の思いは十分わかった。この問題は分館だけではなく、地域づくり活動センターと絡めた流れになっているので、どのようにリンクさせるかも検討する必要があると思う。特に三瓶は小学校区と分館区がバラバラなので、それをどう調整していくのか。センター移行も、地域の過疎化が進み、行政サービスも難しくなる中で、地域をどうするのかという大きなテーマを抱えて話し合いをしている。分館も制度だけではなく、三瓶のこの大きな分館施設をどうするか、仮に集会所になるにしても地域負担をどれだけ軽減できるのか、そういったことを検討する必要があると思う。</p>
会員（三瓶）	<p>分館が普通財産に変わった時、どういう名称で各区と関わるのか。集会所であれば納得しないし、行政訴訟が起こると思う。我々は分館を建てたのであって、他のものを建てたのではない。特定財源で使途をきちんとして建てたものである。その辺をしっかりと考えて欲しい。</p>
分科会長	<p>一例として、大江集会所は平成 27 年に建てた。国庫補助 1,500 万円、市から 500 万円、地元負担金 500 万円の財源で建築した。実際には 3,000 万円以上かかっている。土地は共有財産だったものを財産放棄してもらい、市に寄付をした。建築後に地縁団体として登記をして、現在建物と土地は自治会のものになっている。そこに対する税金は特例措置で免除していただいている。また、大江は 83 世帯で、世帯数により面積も決まっており 150 m²以内となっている。したがって 120 数m²の集会所を建てた。年間の部落費は平均すると 2 万から 3 万円。財産割があるので、多い場合は 10 数万円ということもある。</p>
事務局	<p>前回、三瓶の方に東宇和の集会所を見ていただいたらという意見があったので、時間が許す方は寄っていただければと思う。次回のテーマ、また日程を協議していただきたい。</p>
分科会長	<p>分館が集会所になるにはどこを大事にしてどのような集会所にしていかなければならないかということを検討することも大事。旧東宇和の公民館の在り方を話してはどうか。</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>西予市公民館体制実態調査一覧表という資料を出していただいているので、なぜこのような流れになって、公民館がここまで入っていかなければいけなかったのか、三瓶はそういった実態をわかっていないので、それを次回説明していただければと思う。</p>
<p>分科会長</p>	<p>ではその資料をもとに説明をしてもらい、そこから切り込んでいくということではいかがか。</p>
<p>副分科会長</p>	<p>今、三瓶地区で一番大きな問題となっているのは、5つの小学校区で本当に良いのかという点。皆さんの意見を聴いてみたい。大中小あるが同じ人員配置で良いのか。東地区は10分館ある。下泊も周木も1分館。これは大変な違和感がある。そこをクリアしなければいけない。そのような課題を次に持ち寄ってどう具体的に方向性を出さなければならぬのではないかと。抽象論でずっと続けるよりは、一つ一つクリアしていかなければ先に進めないのではと心配する。</p>
<p>分科会長</p>	<p>分館を直接集会所にというのは違和感がある。分館を全て集会所にするのがいいのか、分館の一つを公民館的役割のまま残してとか色々なパターンを考えなければいけない。まず旧東宇和の集会所、公民館の在り方を皆で共有した中で、三瓶の先ほどの中身とすり合わせながら分館制度の在り方を検討していきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>市民検討委員会が8月18日の午前中に決まった。8月24日の週のいずれか、三瓶の会場でどうか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>例えば検討委員会が18日なので、資料26なんかの話しを検討委員会に生かすとすれば、18日の少し前でもいいのではないかと。あらためて資料を作成、提示するものもないと思うが。</p>
<p>教育部長</p>	<p>次の分科会に事務局で作成しなければならない深い資料があるということであれば、なかなか難しいと思うが、資料が資料26を基本とした比較的浅い資料であれば、市民検討委員会より前でも可能かと思う。</p>

会員（三瓶）	他に難しい資料は必要ない。
教育部長	他に資料が必要ということであれば早目に言っていただきたい。個人としてはこの分科会は回数を重ねないといけないと思っているので、会は早目の方がいいと思っている。
分科会長	資料だが、先ほどの確認事項が一件あった。他にあって新しい資料を準備する必要はないか。なければ検討委員会前にとと思う。
事務局	8月11日はどうか。
事務局	8月11日、午前10時から三瓶文化会館ということで予定していただきたい。
分科会長	では以上で分館分科会を閉会する。
	閉会 17:40